

石川県公報

令和 8 年 5 月 20 日 (水曜日)

号 外

(第 33 号)

目 次

- 公安委員会
○石川県放置違反金に係る納付、督促、滞納処分及び延滞金の徴収等に関する規則等の一部を改正する規則 1

公 安 委 員 会

石川県放置違反金に係る納付、督促、滞納処分及び延滞金の徴収等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月二十日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第三号

石川県放置違反金に係る納付、督促、滞納処分及び延滞金の徴収等に関する規則等の一部を改正する規則

(石川県放置違反金に係る納付、督促、滞納処分及び延滞金の徴収等に関する規則の一部改正)

第一条 石川県放置違反金に係る納付、督促、滞納処分及び延滞金の徴収等に関する規則(平成十八年石川県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

(公示送達)

第十一条 法第五十一条の四第七項に規定する公示事項が記載された書面の様式は、弁明通知公示送達書(別記様式第十一号)によるものとする。

2 法第五十一条の四第十八項に規定する公示送達は、放置違反金納付命令公示送達書(別記様式第十二号)又は督促状公示送達書(別記様式第十三号)により行われるものとする。

別記様式第二号(裏)中「納付命令の場所」を「納付命令の措置」とし、

「石川県公安委員会の掲示板(石川県金沢市鞍月1丁目1番地所在)

(5) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を(4)の掲示板に表示することにより行われます。」

「公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を石川県警察本部のウェブサイトに掲載するとともに、当該番号が記載された書面を石川県公安委員会の掲示板(石川県金沢市鞍月1丁目1番地所在)に掲示することにより行います。」

改める。

(特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正)

第二条 特例施設占有者の指定等に関する規則(平成十九年石川県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項、第三条及び第四条第三項中「掲示して」を「掲示するとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により」に改める。

(石川県公安委員会等が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第三条 石川県公安委員会等が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成二十年石川県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石川県公安委員会等が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

第一条中「この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）第十一条及び」を「公安委員会等が所管する手続等を」に改め、「公安委員会等が所管する手続等を」を削り、「関し、必要な事項を定めるものとする」を「おいては、条例等に特別の定めのある場合を除くほか、この規則に定めるところによる」に改める。

第二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「。以下「情報通信技術活用法」という。」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号から第九号までを削り、同条第二項中「情報通信技術活用法及び」を削る。

第四条第一項中「情報通信技術活用法第六条第一項又は」を削り、同条第五項中「法令等」を「条例等」に改める。

第五条中「情報通信技術活用法第六条第五項又は」を削る。

第六条第一項中「情報通信技術活用法第七条第一項又は」を削る。

第七条を削る。

第八条中「情報通信技術活用法第八条第一項又は」を削り、同条を第七条とする。

第九条中「情報通信技術活用法第九条第一項又は」を削り、同条を第八条とする。

第十条第一項中「情報通信技術活用法第六条第四項及び」を削り、同条第二項中「情報通信技術活用法第七条第四項及び」を削り、同条第三項中「情報通信技術活用法第九条第三項及び」を削り、同条を第九条とする。

第十一条及び第十二条を削り、第十三条を第十条とする。

（石川県暴力団排除条例施行規則の一部改正）

第四条 石川県暴力団排除条例施行規則（平成二十三年石川県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「小松市体育施設条例」を「小松市スポーツ施設条例」に「掲げる体育施設」を「掲げるスポーツ施設」に改め、同条中第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、同条第十二号中「及び別表第二」を削り、同号を同条第十三号とし、同条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 かほく市総合体育館条例（令和五年かほく市条例第二十号）第二条の表に掲げる総合体育館

第二条第十五号を次のように改める。

十五 川北町体育施設条例（令和六年川北町条例第六号）第二条の表に掲げる施設

第二条第二十号中「第二条の表」を「別表第一」に改め、同条第二十一号中「第二条に規定する」を「第二条の表に掲げる」に改める。

第十二条第二項中「同条例」を「手続条例」に、「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

第十五条中「同条例」を「手続条例」に改める。

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。